

興雲閣貴顕室壁紙の下張りについて

沼本 龍

本稿は、興雲閣2階の貴顕室の壁紙の下張りに書かれてあった内容について、若干の解説を試みるものである。本書の安部己図枝氏の報告にあるように、今年度の興雲閣の一部解体調査で、興雲閣2階の貴顕室の壁紙（木材パルプ製）の下には数層の下張りがほどこされていることがわかった。下張りに用いられていたのは古文書（多くは帳簿を解体し貼り合わせたもの）である。

現在一般的となっている洋紙と異なり、和紙は繊維が長く極めて丈夫な素材である。かつて日本家屋では、襖^{ふすま}、屏風、壁紙などの下張りの材料として、不要と判断された証文や帳簿、書状などの和紙製の文書が広く再利用されてきた。こうした下張りは、その当時は不要とされた文書であるが、現在となっては「下張り文書」として過去を知る上で重要な歴史資料となる。本稿では貴顕室の壁の下張りに書かれていた内容で明らかになったことを、大まかではあるが解説していきたい。

今回調査を行ったのは、【写真1】にある貴顕室南側の壁面の一角（およそ105cm×144cm）である。【写真2】はその壁紙をめくったものであるが、壁紙には表紙から板材までの間におよそ3~4層の下張りがほどこされていた。その多くは帳簿（横帳）を解体して頁を開いたものを何枚も貼り合わせたものであったが、一部に罫紙（原稿用紙、和紙製）も見られた。

今回、下張りの一枚一枚を剥ぎとっての調査は行っておらず、また、帳簿も頁が欠落していたり他の文書と混ざるなどしていたりして、文書のもともとの全体像を明らかにすることはできなかった。加えて、年代に関する記載が見当たらず、文書の作成時期を正確に特定することもできなかったが、以下ではそうした無数の帳簿の断簡の中で明らかになったことを2点紹介する。

①布志名焼の材料の取引に関する文書

下張りの多くは、商売にまつわる帳簿を解体したもので、日付・代金・商品などが書き連ねられており、また、その取引相手と思われる人名も書かれていた。その中に「若山陶器会社取締役員 船木岩次郎殿 船木浅太郎殿」と書かれたものがあった。若山陶器会社とは、出雲を代表する焼き物の一つである布志名焼の諸釜元が合同して明治10年（1877）に設立された会社である⁽¹⁾。船木浅太郎とは、布志名焼（松江市玉湯町）の開祖である船木与次右衛門村政の三男・新蔵の子孫である⁽²⁾。その下張りの表記には、「……殿」とあるから、同社を取引相手としていた者が書いたものであろう。それではどういったものが取引されていたのだろうか。

下張りには「唐土」という表記が随所に見られた。唐土（唐の土）とは、布志名焼の釉薬の一つである鉛白（塩基性炭酸鉛、白色顔料の一つ）である⁽³⁾。また、「唐土」のほか、下張りには「亀印唐土」や「玉印唐土」といった表記も見られた。唐土に「亀」・「玉」といった種類（もしくは商品名）の区別があったようである。

これらの一連の下張りは、布志名焼の材料を手広く扱う業者が作成した取引記録の可能性が高い。というのも、若山陶器会社のほかに、「舟木」、「澤」、「福嶋」など布志名焼製陶家の姓をもつ人名が多数見られたからである⁽⁴⁾。そのなかで、「澤 □^(破損) 市郎」は4円20銭で「玉印唐土」を、福嶋又兵衛は「亀印唐土」を、福嶋源助は4円20銭で「唐土」をそれぞれ購入している。また、

彼らが購入したものには、他に「鴨川石」・「加茂川石」・「松脂^{まつやに}」といったものがある。これらは「唐土」と同様、これらも布志名焼の材料だったのではなからうか。

ところで、若山陶器会社については明治17年（1884）に解散した⁶⁾。同社との取引に関するものが含まれているので、これらの一連の下張り文書（帳簿）の作成年代は明治10～17年頃と推定される。布志名焼にとって明治期は、海外への輸出を図るなど地域産業として大きく飛躍した時期である。こうした背景には、下張りにあるような「玉」・「亀」などの様々な釉薬を使いこなす職人たちの技があったのであろう。

②借家経営に関する文書

下張りは先に述べた布志名焼生産にまつわるものと思われるものが多かったが、そうでないものも含まれていた。その一つが「家賃控」である。該当する部分は《史料》として下に掲げておいた。この「家賃控」は、後半部分が欠落しており極めて断片的ではあるが、借家経営に関する帳簿の一部であろう。家屋の場所や年代は不明であるが、1月から4月にかけての「宗助」の家賃（「表」と「後二階」）の明細が記されている（他に「林五郎」の家賃控もあった。）。

「家賃控」は点数が少なかったのであるが、興味深いのは家賃を〈貫・文〉と〈円・銭・厘〉の両方の単位で表記している点である。貨幣の単位に〈円・銭・厘〉が採用されるのは明治4年

5月の新貨条例においてである。しかし、それにより旧貨は一気に駆逐されていった訳ではなく、維新当時に流通していた4種類の銅銭は少額取引に便利のためその後も引き続き流通した⁶⁾。「家

《史料》	
家賃控	宗助
一月十四貫文	表
一月式貫八百文	後二階
一月十六貫八百文	
一月二月三月	
一月五拾貫四百文	
此金壹円四十銭	
五月十四日受取	
四月より世上一同家賃	
一月式拾八貫文	表
一月五貫六百文	後二階
一月三拾三貫六百文	
此金九拾三銭三厘三毛ツ、	
一月拾銭五十四文	
一月（破損）	一厘三毛不足

賃控」はこうした幣制の過渡期において作成された文書であろう。また、《史料》からは、「宗助」の家賃が4月より2倍になっていることもわかる。「宗助」は生活費の工面に苦勞したであろう。《史料》末尾の「不足」という文言が気にかかる。破損等の具合により全容は把握できないが、下張り文書はこうした一般庶民の生活の一端をも現代の我々に伝えてくれる。

以上のように、断片的ではあるものの、貴顕室の壁の下張りには地域史の解明にとって貴重な情報が含まれていたことがわかった。布志名焼の材料を取引した帳簿の作成者は明らかにできなかったが、布志名焼の職人個人を顧客としており松江近隣の業者であった可能性も高い。今後貴顕室の他の部分の壁を調査するとそうした点も明らかになるかもしれない。

また、下張りに書かれている内容もさることながら、外観が洋風である興雲閣の建設に際し、日本家屋と同様に建築資材として下張り（古文書）が使用されていたこと自体の意義も大きいであろう。それは、壁紙の下張りという見えない部分にも日本の習慣や技法が生かされていたからである。その際、もちろん地元の職人たちが携わったものと思われる。和紙は襖の下張りとしては防音性にも優れているというが⁷⁾、外観が洋風の壁にこうした和紙による数層の下張りをほ

どこすことの建築史的・技術的な意義についても興味深いテーマであろう。

今回の事例は、あらゆる意味で興雲閣の地域社会や伝統技術との深い結びつきを感じさせるものである。



写真1 貴顕室の南側の壁（今回調査した部分）

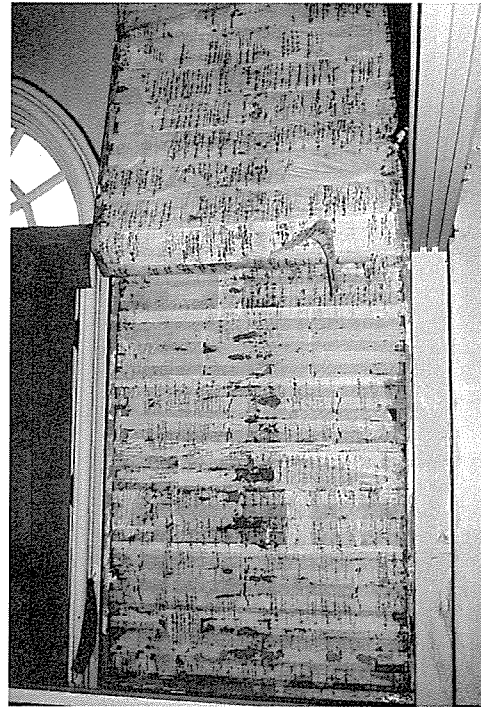


写真2 壁紙をめくった様子

注

- (1) 土屋善四郎『布志名焼の歩み』（昭和62年）。
- (2) 玉湯町史下巻（一）編さん委員会『玉湯町史下巻（一）』（玉湯町、昭和57年）110・111頁。
- (3) 伊藤菊之助『山陰の陶窯』（報光社、昭和44年）153頁。
- (4) 布志名焼製陶諸家の系図と人名に関しては、前掲伊藤菊之助『山陰の陶窯』、前掲土屋善四郎『布志名焼の歩み』、前掲『玉湯町史下巻（一）』、澤薫『布志名焼 窯は残った（消えた黄釉）』（昭和56年）を参考にした。
- (5) 前掲土屋善四郎『布志名焼の歩み』。
- (6) 松尾良彦監修・大蔵省造幣局編集協力『日本のお金 一近代通貨ハンドブッカー』（大蔵省印刷局、平成6年）126～128頁。
- (7) 東京内装材料協同組合ほか編『襖考』（凸版印刷株式会社、平成2年）11頁。